

## 岡山海区漁業調整委員会指示令和5年度第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

なお、令和4年12月27日に指示した岡山海区漁業調整委員会指示令和4年度第7号は、令和6年3月31日をもって廃止する。

令和5年12月26日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

- 1 禁止する水産動物の種類  
がざみ（わたりがに）。ただし、全甲幅15センチメートル未満のものに限る。
- 2 禁止する漁法  
全ての漁法
- 3 禁止区域  
岡山県海面
- 4 適用除外  
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
- 5 指示の有効期間  
令和6年4月1日から令和8年12月31日まで

